**＜文化財の種類**　**有形文化財・彫刻＞**

|  |  |
| --- | --- |
| **名　称** | 　　　 |
| **員　数** | 　　１躯 |
| **所在地** | 　　大阪市中央区大手前4丁目1-32 （大阪歴史博物館） |
| **所有者** | 　　宗教法人　河合寺 |
| **年　代** | 　　応永３年（1396） |
| **説　明****〇概要**本像は真言宗に属する河合寺（河内長野市河合寺876）に伝来する役行者像である。役行者（）は７世紀頃の山林修行者で、修験道の開祖として知られる。『』文武天皇３年（699）五月条によると、役行者像は呪術に長け、鬼神を従えたと伝わり、「初め小角葛木山に住みて、呪術を以て称めらる。」とあることから、葛城山(注1)を拠点に活動したことが理解できる。鎌倉時代初期以前の成立と見られる『』によれば、葛城山においては、平安時代より既に山岳修行の峰入りの記録が見られる。また同史料によれば、役行者が法華経を埋めたという伝承により、葛城山全域に法華経二十八品と関連付けられた経塚や行場が整備された。本像の安置された河合寺は、葛城山を構成するうちの金剛山地の麓に位置する。寺伝では皇極天皇２年（643）の創建とし、応長元年（1311）５月付によればこの時既に600年余の歴史を有したとする(注2)。本像はからの像高は54.0cm、下駄の歯底面からの総高は80.3cmで(注3)、役行者像の中では比較的小ぶりに表されるが、その像容は室町時代における役行者像の特徴を備えている。同時代の作例の中では優れた彫技を示し、保存状態も良好である。また特筆するべき点として、本像の像底２箇所に墨書銘が確認され、応永３年（1396）の年号が記されている。制作年代が判明している役行者像のうち、大阪府下において最古の現存作例である。なお、本像は昭和23年（1948）４月27日付で重要美術品に認定されている。**○形状について**　頭部の形状は、頭頂部を団子状に括った頭巾を被り、両耳を出す。頭巾は肩を覆い、背面で円弧を描いて垂下する。面部は額に皺を四条刻み、顎髭を蓄え、頬骨を張らせた痩身の老相とする。眉をしかめ、眉尻・目尻を垂下させて前方を見据える。開口し、上下歯を表して舌を出す。は不通とする。両手を胸の高さでし、右手は掌を内に向け、（後補、現状は錫杖）を執る。左手は掌を仰ぎ、五指を握る。二枚歯の下駄（後補）を履き、両足を垂下させて岩座（新補）上に坐す。役行者像の姿勢については、平安末期の山梨県・像や13世紀後半とみられる新潟県像など鎌倉時代以前に遡る例に、岩座に腰掛けて一方の足を組み、もう一方を垂下する像が存在するが、室町時代には本像のような倚像の形式が定着している(注4)。また持物は時代に関わらず右手に杖か錫杖、左手に経巻あるいはを執るものが通形であり、本像の左手も本来はこれらの持物を有していた可能性がある。着衣形式について、大袖衣を着し、その上に袈裟をに着す。両肩からマント状の衣を纏い、胸前にて端を結ぶ。大袖衣は両手首を覆い、両膝の外側を通って脛あたりまで垂下する。は両大腿部を覆い、膝頭を露出させて両脚間で脛のあたりまで垂下する。鎌倉時代の役行者像の作例では両耳や胸元、膝頭など肉身を露わにする傾向が強いが、室町後期以降にかけては露出を抑えるように変化していく(注5)。対して、本像の服制は大袖衣と袈裟で肉身部を覆う一方で、耳と膝頭を露わにすることが特徴である。**○品質構造と保存状態について**一木造か・彫眼・素地　針葉樹（ヒノキか）を用いた一木造か。本像は台座裏面の木札に、昭和26年度（1951）に像の解体修理が行われたことが記され、三十三間堂国宝修理所（現・公益財団法人美術院の前身団体の一つ）の資料にその修理記録が残されている。現状表面からの観察では、頭部の構造の詳細は不明であるが、修理記録によれば、両耳後ろを通る線にて、首の一部を含めた面部前半を矧ぐとする。そのため、頭部は面部のみを別材矧ぎとする可能性がある。頭体の根幹材は縦一材から彫出され、木心を像底中央右寄りに籠める。背面は首後ろから両体側を通り像底に至る線で、根幹材から割り放つ。両体側部はそれぞれ前膊の一部を含めた縦一材とし、両肩口から像底に至る線で矧ぎつける。うち左体側部材は木心を籠める。両前膊半ばより先は、両袖先前面半ばより上方を含む各一材を両体側部材に寄せ、両手首先を別材とする。脚部は両袖前方半ばより下方を含めた縦材を寄せ、両脚の間を縦に通る線で一材を左右に割り放つ、あるいは左右二材として寄せるか。両足先、および右膝頭を別材とする。　保存状態は全体的に良好で、両手足先を含み、当初の様を残すか。瞳の墨描・右手持物の錫杖・下駄は後補で、左手の持物を亡失する。表面仕上げは現状素地を呈し、前述の記録によると、当代の修理により像全体に細かい補修が入り、補修箇所に古色が施されるほか、各矧ぎ目にが施される。また、同修理で施した錆漆により、像底の墨書の一部が現状目視で確認できない。現状の方座・岩座は上記修理時の新補で、黒漆塗り古色仕上げとする。**○墨書銘について**本像の墨書銘は以下の通り。（脚部材膝裏面・文化庁所有の写真原版に依る）「河内國／河合寺／天王寺／頼助作／應永三<丙／子>／阿闍梨行盛／勸進／金剛資頼暹」ただし現状では同墨書部分下辺が錆漆に覆われ、「」の「行盛」の二字、および「」の「暹」字が目視できない。（体部根幹材像底）「頼暹〈敬／白〉」墨書銘の記すところによれば、本像は応永３年（1396）に金剛資頼暹の勧進により、当初より河内国河合寺に安置する像として四天王寺のによって造像されたことがわかる。**◯評価**　面貌表現については、眉根をしかめ歯を見せて開口する点が奈良県像などに近く、同像のような鎌倉時代の役行者像のの表現を試みた造形であるとみられる。ただし、本像の場合は口の開きは大きくなく、また眉尻・目尻が外側に向けて吊り下がることで、忿怒相とは異なった神秘的な表情を生む。こうした眉目の吊り下がる特徴は応永17年（1410）に制作された滋賀県北野寺像にも見られるため、本像も室町時代による制作が想定される。室町時代の仏像彫刻においては、役行者像に限らず時代全体の傾向として、鎌倉彫刻の造形を基本に置きつつも、時代の下降に伴う表現の形式化や、造仏に関わる環境や意識の変化などにより、鎌倉彫刻の造形を的確に表現し得ないところが見られる(注6)。本像の面貌が鎌倉時代の役行者像の忿怒相に近いものでありながらも、怒りの表現が抑えられているのは、室町時代における仏像彫刻の形式化の過程のなかで捉えられる。　作風においては、なだらかに下がる肩や、大ぶりな衣文が描く弧線により、像全体に丸みを帯びた印象を与える。の頭部や、起伏を抑えた体部の造形など、面貌以外の部分においても室町時代の仏像彫刻に見られる特徴を表すが、全体として破綻なく堅実にまとめられており、同時代の作例の中では優れた出来栄えを示す。細部においては顎髭のうねる様や、耳を中心に渦を巻くような頭巾の衣文が、表情と相まって役行者の神秘性を強調する。特に手足の造形においては、老相の行者像に相応しい筋張った肉身をよく表現しており、その写実性は鎌倉時代の余風を感じさせる。こうした写実的な表現を根拠に、本像の制作年代は室町時代の中でも比較的早い時期に遡ると判断できる。また本像の着衣は、鎌倉時代から室町時代後期にかけての役行者作例の着衣形式の変遷のうち、新旧双方の傾向を有することから、その過渡期の作として位置づけられる。したがって、本像の像容に見られる特徴は、墨書銘に記される応永３年の制作と見て矛盾がなく、本像は室町時代前期における在銘の基準作例として評価できる。河内地方の在銘の作例に目を向けると、正平８年（1353）銘の和歌山県木造十一面観音菩薩立像は元来河内国若江（八尾市・東大阪市）のの像として制作されており、墨書銘により、その作者として四天王寺大仏師のとその子息、そして舎弟という人物が明らかとなっている(注7)。また、その翌年である正平９年（1354）銘の（羽曳野市）の木造八幡三神坐像及び若宮神坐像には同じく頼円と実円の名称が確認されている(注8)。このように、14世紀中の四天王寺の仏師集団による作例が周辺地域に複数知られているため、本像の墨書銘の記す天王寺も四天王寺を指すものと考えられる。また、本像の制作者として記される天王寺頼助は、墨書の記述上では四天王寺仏師であることを明言しないものの、河合寺が四天王寺仏師集団の活動範囲にあることや、四天王寺大仏師頼円と「頼」字が共通していることから、天王寺頼助は四天王寺大仏師を称する頼円らの系譜上に位置づけられる可能性がある。　本像は室町時代前期の特徴を持つ彫刻作品として優れた出来栄えを示し、同時代の在銘基準作例として位置づけられる。役行者像の在銘作例のうちでは四番目に古く、うち大阪府下の作例としては最古の紀年銘を記す(注9)。また、墨書銘からは四天王寺に関わる仏師集団の存在が示唆され、14世紀中の河内地方における同集団の活動を検討する上で貴重である。加えて、本像が応永３年の造像当初より河内国河合寺に安置されたことは、葛城山をめぐる河内地方の地域史を検討する上でも意義深い。以上の理由から、本像は大阪府指定文化財にふさわしい。［註］(註1) 「葛城山」は金剛山地の一峰である大和葛城山・中葛城山や、和泉山脈の和泉葛城山・南葛城山など、金剛山地および和泉山脈の山名として複数存在するが、本文では『角川日本地名大辞典』「葛城山」項目に従い、これらの主な山峰を含んだ「金剛山地および同山地に連なる和泉山脈の山域全体」を指すものとする。(註2) 河内長野市教育委員会『河内長野市史　第５巻　史料編２　中世』河合寺文書所収。同史料中に河合寺を指して「六百余歳之古跡」の一文がみえる。(註3) 法量については次の通りである（cm）。像高54.0、総高80.3、髪際高48.2、頂-顎21.5、面長14.0、面幅11.3、面奥16.7、耳張15.3、髭長3.8、肩幅31.2、胸奥（右）16.9、肘張30.6、腹奥20.9、膝張26.3、膝奥（右）33.0、袖張39.0、足長（右）13.6、足先開（外）25.4、足先開（内）14.3(註4) 役行者像の坐姿については、石川知彦「役行者像　―岩座に腰掛けて坐るということ―」にて、絵画作例の検討や、など関係する神格との比較を通して、鎌倉末期までの図像において坐像・半跏像→倚像→立像という変遷があったことを提起されている。(註5) 石川知彦「河合寺木造役行者倚像をめぐって」にて、役行者像の着衣形式のほか、持物・構造・面貌表現の変遷について網羅的に触れられている。(註6) 室町時代の仏像彫刻の特徴については上原昭一『日本の美術98　室町彫刻』および根立研介『日本の美術494　室町時代の彫刻』を主に参照した。(註7) 広利寺・木造十一面観音菩薩立像は胎内に墨書銘が確認され、上原昭一『日本の美術98　室町彫刻』に全文翻刻が記載される。そのうち本文にて言及した部分については以下の通り。　「奉　宣持河州若江南条六辻郷西大寺末寺西方寺／正平八年〈癸／巳〉七月一日〈丙／丑〉二二天王寺大仏師／式部頼円（花押）／舎弟尾張頼基（花押）／子息駿河実円（花押）」(註8) 壺井八幡宮・木造八幡三神坐像及び若宮神坐像のうち、神功皇后坐像像底に以下の墨書銘が記される。　「正平九年〈甲／午〉三月廿日／奉造立施主善定都維那師／作者頼円法眼　子息実円」(註9) 本像以前に遡る紀年銘を有する像は次の通り。奈良県山本家像（弘安９年<1286>制作）、山梨県円楽寺像（延慶２年<1309>修理）、奈良県高雄寺像（元応元年<1319>制作）。［参考文献］三十三間堂国宝修理所「役小角修理図解解説記録」1951年度『諸山縁起』宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 伏見宮家九条家旧蔵 諸寺縁起集』　1970所収上原昭一『日本の美術98　室町彫刻』至文堂 1974河内長野市教育委員会『河内長野市史　第５巻　史料編２　中世』　1975石川知彦「河合寺木造役行者倚像をめぐって」『大阪市立美術館紀要』第11号　1998西川新次「役行者像から見た修験の世界」『役行者と修験道の世界 : 山岳信仰の秘宝』　1999石川知彦「役行者像　―岩座に腰掛けて坐るということ―」『役行者と修験道の世界 : 山岳信仰の秘宝』　1999石川知彦・小澤弘『図説役行者―修験道と役行者絵巻』河出書房新社　2000根立研介『日本の美術494　室町時代の彫刻』至文堂　2007 |

**＜文化財の種類**有形文化財（考古資料）**＞**

|  |  |
| --- | --- |
| **名　称** | 瓜生堂遺跡出土銅戈 |
| **員　数** | １点 |
| **所在地** | 和泉市池上町四丁目8番27号（大阪府立弥生文化博物館） |
| **所有者** | 大阪府 |
| **年　代** | 弥生時代中期　　　　 |
| **説　明****〇瓜生堂遺跡の概要**瓜生堂遺跡は、大阪府東大阪市若江西新町、瓜生堂町、西岩田町、岩田町に所在する、弥生時代から中世にかけての複合遺跡である。弥生時代前期に集落の形成がはじまり、中期の集落域と墓域をもつ弥生時代の河内地域を代表する大規模集落遺跡である（図１）。弥生時代の瓜生堂遺跡は旧河内湖に流れ込む旧大和川などの河川によって形成された三角州性低地上に位置し、離水が進んだ自然堤防上に集落や墓域、周辺の低地部分には水田域が広がっていた。瓜生堂遺跡は、昭和9年（1934）に遺跡内を流れる楠根川の改修の際に多量の弥生土器が発見されていたが、昭和40年（1965）に工業用水管埋設の現場で弥生土器と青銅製利器（註１）の先端が出土したことで注目を浴びることとなる。その翌年、昭和41年（1971）から始まる瓜生堂遺跡調査会による第二寝屋川改修工事に伴う調査で弥生時代中期の墓域が広がることが確認された。その後多数の調査が行われてきたが、1970年代後半の（財）大阪文化財センターによる近畿自動車道天理～吹田線建設に伴う調査や2000年代前半の（財）大阪府文化財センターによる近鉄奈良線立体交差化に伴う大規模調査等で弥生時代中期の方形周溝墓群や集落跡が確認されている（註２）。本遺跡で発見された方形周溝墓群は、後の洪水等に伴う土砂の堆積により墳丘の立体的な構造が良好に保存され、その構造を解明するものとして学史上重要な成果として位置づけられる。遺存状態のよい木製品や青銅製品など多様な遺物が出土していることも本遺跡の特徴である。**○銅戈の出土状況**銅戈は先述した1979年に近畿自動車道建設に伴う調査で出土したものである。北から南に向けてA地区～H地区の計8区の調査区が設けられ、そのうちB地区から出土している（図１）。B地区では弥生時代中期遺構面I・IIの2面があり、I面とII面は出土した土器から弥生時代中期後半に比定できるが、若干の時期差が認められ、遺構の様相も異なる。弥生時代中期遺構面Ⅰでは溝やピット等がみられ集落域として機能していたことが想定される。その上に部分的に灰緑色粘土等からなる遺物包含層、さらに黄白色砂層が部分的に堆積し遺構面IIを形成する。遺構面IIは調査区北側を北東―南西に流れている河川１と南に6基の方形周溝墓を検出しており（図2）、集落域から墓域へと変化したことがうかがえる。銅戈はこの墓域北側の河川1内北東側、流心にあたる部分の埋土上面より出土したものである。河川内の埋土は灰白色砂、白色砂が主であり、最上部に遺構面IIに伴う包含層が堆積し、この銅戈は包含層と下層の白色砂の境より出土しており（図３、写真１）、埋納坑を伴わず廃棄されたものである可能性が高い。**○銅戈の概要**　本資料は完形で出土しており、全長24.2㎝、刃部幅3.1㎝、部幅7.7㎝、樋長12.0㎝、樋幅0.4㎝、長0.6㎝、内幅0.7㎝、刃部厚0.12㎝、関部厚0.12㎝、部厚0.07㎝、内部厚0.04㎝となり（註３）、全体で薄く、扁平な形態となっており、長軸方向に緩やかに反っている（図４、写真２）。　樋の先端が分かれ、樋内部に複合鋸歯文が鋳出されている特徴をもち、「大阪湾型銅戈」と呼ばれる大阪湾沿岸地域を中心に近畿地方以東に分布する型式の銅戈である（註４）。このほかに内が横長で、関と身の斜行が著しいといった特徴をもつ。　複合鋸歯文は山形を2条1対の平行な凸線で鋳出している。樋は刃部よりやや薄くなっているのみで、樋としての機能は果たさないものと考えられる。鎬は樋部分では明瞭であるが、先端部分では突線でも鋳出されていない。関部の断面は菱形を呈するものの簡略化された形となっている。また内は非常に小さく退化している。刃部は全く磨きだされず、縁を切り取りしたままで面を有している。　鋳造方法についてみると、鋳型は湯口が部にあったと考えられる。所々に（註５）が認められるのも本資料の特徴で、やや性質の異なった金属で鋳かけされていることがわかる（写真３）。2007年に実施された蛍光X線分析では、銅75％、錫15～20％、鉛約5％と銅の濃度が高く、湯流れが悪くなることから、や鋳かけ部分の多く生じていることが推定されている（註６）。刃部周辺には鋳型の痕跡が残っており、鋒部では鋳バリを鏨で切断した痕跡がある（写真４・５）。穿の部分には直径0.2㎝の孔があるが、これは鋳かけ後に穿孔されている。また樋の先端部にはかすかに指紋を残していることから（写真６）、土製の鋳型であった可能性が高いと考えられる（註７）。　**○評価**本資料は大阪府下で唯一完形で出土した銅戈であるとともに、発掘調査によって時期を限定できる土器群と共に出土しており、その資料的価値は高いものである。先述したように「大阪湾型銅戈」は弥生時代中期後半に近畿地方以東に広がりを見せる。大阪湾周辺が分布の中心となるが、東は長野県周辺まで分布している（註８）（表1）。その成立については諸説あるが、特徴的な型式と分布範囲は、九州において展開していた銅戈を含む武器形青銅器の祭祀が弥生時代中期後半に近畿地方周辺で独自の形で受容され展開していく。「大阪湾型銅戈」は、古いものから新しいものへ、薄型化、扁平化、小型化する変遷が示されており、本資料は新しい様相を示すものとして位置づけられる。祭祀の方法についてみると、九州では墓への副葬品として他の武器形青銅器と共に銅戈が出土するのが一般的であるのに対し、「大阪湾型銅戈」の古い様相を示す兵庫県神戸市桜ケ丘出土銅戈のように銅鐸と共に埋納された事例があり（表1）、近畿地方以東で独自の展開をする。さらに新しい様相のものは明確な埋納遺構を伴わないものへと変化し、河川の埋土上面より完形の状態で出土した本資料や、同時期の資料とされる大阪府久宝寺遺跡出土例のように（註１０）破片となり小型利器として出土したものがこれらの段階を示す資料と言える。また「大阪湾型銅戈」の鋳型は石製のものが滋賀県守山市服部遺跡、土製のものが大阪府茨木市東奈良遺跡で出土しており、近畿地方において生産されていたことが確実である。銅戈の型式からみて服部遺跡出土石製鋳型は大阪湾型の古い段階のもので、東奈良遺跡出土土製鋳型はそれよりも後出する。近畿地方では石製鋳型から土製鋳型による独自の生産方法へと変化したことが指摘されており（註９）、本資料もこうした土製鋳型への転換を示すものとして位置づけられる。本資料は良好な状態で出土し、その型式的な特徴や出土状況から「大阪湾型銅戈」が近畿地方以東を中心として展開した様相を物語るものであり、大阪府下のみならず近畿地方における武器形青銅器の祭祀のあり方を示す重要な資料と言える。以上のとおり、本資料は大阪府下における弥生時代の青銅器祭祀の実態や特質およびその背景を考える上で高い価値を有するもので、大阪府指定文化財としてふさわしいものと評価できる。［註］（註１）青銅器利器については戈あるいは剣の鋒とされるが（荻田1966、（財）大阪文化財センター1980）、吉田広の集成において銅戈とされている（吉田2001）。（註２）（財）大阪文化財センター『瓜生堂』1980、（財）大阪府文化財センター『瓜生堂遺跡１』2004ほか（註３）銅戈各部位の説明。関は身と内の境の角張った部分、鎬は刃の研いだ面と隣り合う面との境界線、樋は脊と刃の血流しの溝、内は柄の長軸に直行する方向に穿った孔に差し込むための突出部、鋒は先端のとがったところ、穿は柄と身を固定するため柄に沿った部分に穿った複数の孔。（註４）「近畿型」という呼称も用いられるが（吉田2001）、ここでは「大阪湾型」という呼称で統一する。（註５）鋳型に溶けた金属を流し込んだ際、それが冷却・凝固するときに、空気などのガスが内部に閉じ込められて空間が生じたもの。（註６）松岡良憲・山口誠治・岩立美香「瓜生堂遺跡出土の大阪湾型銅戈並びに久宝寺遺跡出土の青銅製品」『平成19年春季特別展稲作とともに伝わった武器』大阪府立弥生文化博物館図録35　大阪府立弥生文化博物館　2007（註７）前掲註６松岡ほか2007、柳田康雄「第6章　銅戈」『日本・朝鮮半島の青銅武器研究』雄山閣　2014（註８）前掲註７柳田2014、前掲註４吉田広2001に加え、近年兵庫県淡路島や鳥取県で出土している。（註９）前掲註７柳田2014（註１０）（財）大阪文化財センター『久宝寺南（その１）』　1987［参考文献］荻田昭次「大阪府河内市瓜生堂弥生遺跡に出土した銅利器片」『古代学研究』第42・43合併号　1966三木文雄「大阪湾型銅戈について」『MUSEUM』223　1969（財）大阪文化財センター『瓜生堂』　1980岩永省三「弥生時代青銅器型式分類編年再考」『九州考古学』第55号　九州考古学会　1980（財）大阪文化財センター『久宝寺南（その１）』　1987難波洋三「戈型祭器」『弥生文化の研究』第6巻　雄山閣出版　1986村上富喜子「第IV章遺物　第5節　金属器・**鎔**笵　第1項　銅戈」『河内平野遺跡群の動態III』大阪府教育委員会・（財）大阪府文化財調査研究センター　1996三好孝一「大阪湾型銅戈考」『古文化論叢－伊達先生古稀記念論集－』伊達先生古稀記念論集刊行会　1997吉田広『弥生時代の武器形青銅器』考古学資料集21　国立歴史民俗博物館　2001（財）大阪府文化財センター『瓜生堂遺跡１』（財）大阪府文化財センター調査報告書第106集　2004松岡良憲・山口誠治・岩立美香「瓜生堂遺跡出土の大阪湾型銅戈並びに久宝寺遺跡出土の青銅製品」『平成19年春季特別展稲作とともに伝わった武器』大阪府立弥生文化博物館図録35　大阪府立弥生文化博物館　2007（公財）大阪府文化財センター『瓜生堂遺跡４・岩田遺跡２・花屋敷遺跡３』2012吉田広「近畿における銅戈の展開」『菟原II－森岡秀人さん還暦記念論文集－』菟原刊行会編　2012柳田康雄「第6章　銅戈」『日本・朝鮮半島の青銅武器研究』雄山閣　2014 |